

## 工事契約に関する会計基準(その5)－法人税法の規定との関係

連日、ワールドカップで眠い目をこすりながら働いている方も多いのではないのでしょうか？私もその一人です。日本代表はよく頑張ったと思いますが、できればPK 戦を勝ち抜き、BEST8 に進出してスペインと戦い、世界との差を再認識して帰ってきてほしかったと思います。今回の日本代表の活躍は、企業の組織や戦略を考える上でも参考になるような気がします。

日本代表がここまで善戦できたのは、大会前の練習試合に連敗し、これまでの攻撃サッカーを断念して守備中心に戦うことを決断したこと、これまで主力だった那不調な選手を思い切ってはずしたこと、連敗により選手の結束がより強まったことなどが要因として挙げられると思います。また、初戦であまりよくないサッカーをしていたにもかかわらず、勝てたことにより自信を深め、第2戦に善戦、第3戦に快勝することができたのだと思います。

話は尽きませんが、閑話休題です。今月は先月に引き続き「工事契約に関する会計基準」の解説の5回目です。今回はその最終回として、法人税法の規定との関係を見ていきたいと思います。

### 5. 法人税法等の規定

法人税法では、第64条に(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)として工事契約に関する規定が設けられています。また、「工事の請負」として、法人税法施行令では、第129条から第131条まで、法人税法基本通達では、2-4-12 から 2-4-22 までに規定が設けられています。本稿では紙面の都合もあり、これらの規定のうち、そのポイントのみを解説することとします。

#### (1) 長期大規模工事

着手の日から引渡しの日までの期間が1年以上で、かつ、その請負の対価の額が10億円以上の工事を長期大規模工事と位置づけ、これについては、工事進行基準の適用を強制しています。したがって、長期大規模工事について、工事完成基準を適用している場合には、法人税法上、申告調整を行う必要が生じます。

#### (2) 長期大規模工事以外の工事

長期大規模工事以外の工事については、工事進行基準と工事完成基準の選択適用が認められます。ただし、当該工事の着工事業年度に工事進行基準を採用しなかった場合には、同工事について、2年目以降に工事進行基準に移行

することはできません。

#### (3) 工事進行基準による工事原価の計算方法

工事進行基準による工事原価の計算方法は、基本的に工事契約に関する会計基準と同様です。

#### (4) 工事未収入金に関する貸倒引当金の取扱い

工事進行基準の適用により、支払期限が到来していない部分に係る工事未収入金についても法人税法上の貸倒引当金の設定対象になります。

#### (5) 工事損失引当金の取扱い

法人税法上は、工事損失引当金の繰入額は損金の額に算入されませんので、申告調整が必要になります。

#### (6) 工事契約に関する会計基準との考え方の違い

平成20年度の税制改正において、法人税法の規定が工事契約に関する会計基準に歩み寄る形で改正され、取扱い上の大きな違いはなくなったともいえるのですが、工事契約に関する会計基準には、基本的に「長期大規模工事」という概念はなく、要件を満たせば、原則として工事進行基準を採用すべき(ただし、工事期間の短いもの、金額の僅少なものは工事完成基準で可。また、要件を満たさないものは工事完成基準を採用)としている点です。税法上、長期大規模工事の概念を依然として採用している理由はよくわかりませんが、小規模企業に工事進行基準の採用を強制することによる、事務上の負担を軽減するためなのではないかという気がします。

#### (7) その他

上記に記載した項目のほか、法人税法基本通達において、工事請負の範囲、契約の意義、長期大規模工事に該当するかの判定単位、長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い、外貨建工事に係る工事進行基準適用に際しての取扱い等々が定められています。これらについては、基本通達本文をご参照ください。

### おわりに

以上で工事契約に関する会計基準の解説は終了とさせていただきます。ご不明の点などありましたら、メールまたは電話にてお問い合わせください。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)